

伊佐市農業委員会第7回総会議事録

1. 開催日時 令和3年10月28日(木) 午前9時01分から9時37分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3階大会議室
3. 出席委員 (21人)

会 長 13番委員
委 員

農業委員		農地利用最適化推進委員	
2番委員	8番委員	2番推進委員	11番推進委員
4番委員	9番委員	3番推進委員	12番推進委員
5番委員	10番委員	4番推進委員	13番推進委員
6番委員	11番委員	5番推進委員	15番推進委員
7番委員		6番推進委員	
		7番推進委員	
		8番推進委員	

4. 欠席委員 (4人)

5. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名 5番委員 6番委員
- 第2 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について
議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について
議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出」の意見決定について
議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」の処分決定について
議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長	農地振興係長
農地振興係書記	農地振興係書記

【開始時間 午前9時01分】

事務局長 おはようございます。只今より、令和3年度 第7回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。

本日は12番農業委員が欠席ですが、出席人数は10名で、規定に達しておりますので総会は成立いたします。それでは、会長よろしく申し上げます。

議長 皆様おはようございます。

稲刈りの方はお済でしょうか。本年はコロナの関係で米余りということでコメの価格がだいぶ下がり、農家の皆様方の収入が減る、それと収量も減収していると聞いております。農家の方々の経営がだいぶ苦しくなってくる可能性もありますが、まだ稲刈りがお済でない方は、体に気を付けて作業を行っていただきたいと思います。

本日の議事録署名委員を指名いたします。5番農業委員と6番農業委員をお願いいたします。総会時間中は、私語、雑談を禁止いたします。ご意見質問は、報告終了後をお願いいたします。

ただいまより総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より諸般の報告について、報告1号「農地法第18条第6項の規定による通知」についてお願いいたします。

事務局 報告1号 農地法第18条第6項の規定による通知につきまして、資料1ページの農地法による解約が2件、資料2ページから4ページまで農業経営基盤強化促進法による解約が12件です。以上ご報告いたします。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

————— 議案第1号 —————

議長 なしということですので、只今から議案の審議に入ります。議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について議題とします。

事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について、所有権移転について説明します。5ページをご覧ください。

番号1番の譲渡人は、伊佐市大口目丸に居住されているSTさんです。譲受人は、伊佐市大口目丸に居住されている認定農業者のNTさんで年齢は70歳です。土地の所在地は、大口目丸字藪添354番、地目は田、地積は1,915㎡です。申請地は、大口東小学校から南西へ約500mに位置する農用区域内農地に指定されている良く管理された農地です。

続きまして、貸借について説明いたします。21ページの総括表をご覧ください。期間は3年から20年で面積は、合計277,053㎡で利用権を設定する者の数は70人、設定を受ける者の数は36人です。土地の詳細については資料6ページから20ページ、番号1番から72番のとおりです。以上で説明を終わります。

ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 只今、事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

議案第1号について事務局の報告のとおり、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見については決定いたしました。

————— 議案第2号 —————

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」にかかわる処分決定について提案いたします。

整理番号1番から4番まで、一括で報告をお願いします。ご意見・ご質問は、全ての報告終了後お願ひいたします。

整理番号1番、2番について、7番農業委員の報告を求めます。

7 番
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号1番につきまして、去る10月22日に現地調査をいたしましたので、私7番が一括で報告いたします。

整理番号1の申請人 KKさんは、伊佐市菱刈荒田に居住され年齢は67歳です。

渡し人 SYさんは、伊佐市菱刈荒田に居住され、年齢は62歳です。

申請地は、伊佐市菱刈荒田字島崎2462番1、地目は田、地積は975㎡の所有権移転売買になります。

受人の経営面積は12,555㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約0.3kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいいたします。

次に、整理番号2番につきまして引き続き報告します。去る10月22日に現地調査をいたしましたので、私7番が報告いたします。

申請人 ADさんは、伊佐市菱刈川北に居住され、年齢は40歳です。

渡し人 KJさんは、昨年亡くなられており相続財産管理人である鹿児島市中町に所在のある弁護士のMJさんが譲渡人となります。

申請地は、伊佐市菱刈川北字松ヶ迫1744番21ほか4筆、地目は田が4筆と畑が1筆、地積は5筆合計で4,096㎡の所有権移転売買になります。

受人の経営面積は104,021㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約1.5km以内に点在しており現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいいたしまして、私の報告を終わります。

議 長

整理番号3番について、9番農業委員の報告を求めます。

9 番
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号3番につきまして、去る10月22日に現地調査をいたしましたので、私9番が報告いたします。

申請人 TTさんは、伊佐市菱刈川北に居住され、年齢は54歳です。
渡し人 SMさんは、三重県四日市市東日野に居住される市外住民で年齢は65歳です。

申請地は、伊佐市菱刈川北字迫田1022番1で、地目は田、地積は2,208㎡の所有権移転贈与になります。

受人は新規就農者で、今回贈与の田と、総会資料12ページ整理番号33番の利用権設定と合わせて経営面積は5,032㎡となり取得可能であります。農業従事者は2名で、通作距離は約2kmで、営農計画書が添付されており、水稻22a、イタリアン28aの耕作を計画しております。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号4番について、11番農業委員の報告を求めまます。

11番
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号4番につきまして、去る10月21日に現地調査をいたしましたので、私11番が報告いたします。

申請人 TKさんは、伊佐市大口里に居住され、年齢は40歳です。

渡し人 TTさんは、伊佐市菱刈下手に居住され、年齢は75歳です。
申請人の父になります。

申請地は、伊佐市菱刈下手字羽作55番3ほか2筆で、地目は全て田、地積は3筆合計で8,312㎡の所有権移転贈与になります。

受人の経営面積は8,118㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約1kmの範囲にあり、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番から4番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番から4番については許可が決定いたしました。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数4件について4件の処分が決定いたしました。

————— 議案第3号 —————

議長 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出」の意見決定について提案いたします。

整理番号1番について、5番農業委員の報告を求めます。

5番農業委員 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更・除外・申出」の意見決定についてのうち、整理番号1番につきまして、去る10月22日、申請人 TYさん立会いのもと、8番農業委員と私5番農業委員の2名で共同調査をしましたので5番農業委員が報告します。

申請人は、伊佐市大口小木原に居住されている TYさん、年齢は64歳です。除外目的は、農家住宅建築です。

申請地は、伊佐市大口小木原字日勝山506番3で、地目は畑、地積は1,000㎡で、現況は畑です。申請地はこっがら団地の北東約200mに位置し、東側は畑、西側は宅地と山林、南側は畑、北側は牛舎であります。除外することで農用地の集団化、農作業への効率化への影響、担い手の利用集積に支障を及ぼす恐れ及び農用地など保全施設の有する機能に影響を及ぼす恐れはありません。農用地の外周部に2辺畑が接続していますが、申請人の農地であるため問題はありません。以上のような理由により、除外はやむを得ないと判断致しました。

調査の結果、この申請については2名の調査員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方よろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 5番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問ございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、意見決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番については、意見が決定いたしました。

議長 整理番号2番について、8番農業委員の報告を求めます。

8番農業委員 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更・除外・申出」の意見決定についてのうち、整理番号2番につきまして、去る10月22日、申請人 KRさん立会いのもと、5番農業委員と私8番農業委員の2名で共同調査をしましたので8番農業委員が報告します。

申請人は、伊佐市大口山野に居住されている KRさん、で年齢は69歳です。申請地は、伊佐市大口山野字三丸田4088番6で、地目は田、地積は80㎡で、除外目的は宅地への通路です。

申請地は山野小学校の北西約300mに位置し、申請理由としては、県道の道路拡張に伴い現在の宅地への通路がなくなり、宅地への新たな通路として自己所有の農用地を分筆し転用をするための除外申請です。

添付書類として、農用地利用計画変更申出書、付近の見取り図、全部事項証明書、地積測量図、委任状等が提出されております。

調査の結果、この申請については2名の調査員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひいたします。以上で報告を終わります。

議長 8番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問ございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号2番について、意見決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号2番については、意見が決定いたしました。

議長 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出」の意見決定について、申請件数2件について2件の意見が決定いたしました。

————— 議案第4号 —————

議長 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定についてお願いします。

整理番号1番について、2番農業委員の報告を求めます。

2番農業委員 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る10月22日、申請人のNKさんの奥さん立会いのもと、8番推進委員、10番農業委員、私2番農業委員の3名で共同調査をしましたので、2番が報告いたします。

申請人は、伊佐市大口目丸に居住されているNKさんで、年齢は69歳です。

申請地は、伊佐市大口目丸字夫婦池1246番1ほか1筆で、地目は全て畑、地積は2筆合計で1,005㎡です。

農地区分は第2種農地その他の農地で、転用目的は植林です。クヌギを200本植栽する計画です。

所在地は、大口東小学校から北へ約200mに位置しており、南側は転用地、東側も転用地、北側は転用地と非農地、西側は畑で、周囲に与える影響はないものと思われます。申請理由として、周辺が山林であり鳥獣被害が多いため耕作を続けることが困難となったことによる申請です。

添付書類として、申請書、全部事項証明書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、クヌギの植栽計画図等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 2番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問ございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、意見決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番については、意見が決定いたしました。

議長 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数1件について1件の意見が決定いたしました。

————— 議案第5号 —————

議長 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてお願いします。
整理番号1番について、11番農業委員の報告を求めます。

11番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る10月22日、申請人の代理人であるM行政書士の立会いのもと、1番推進委員、2番推進委員、私11番農業委員の3名で共同調査をしましたので、11番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市菱刈川北に居住されているTYさんで、年齢は79歳です。

譲渡人は、伊佐市菱刈南浦に居住されているOYさんで、年齢は66歳です。

申請地は、伊佐市菱刈川北字郷原2868番1ほか1筆で、地目は全て田、地積は2筆合計で887㎡です。

転用目的は車両置場で、所有権移転売買です。農地区分は第2種農地その他の農地であります。

所在地は、菱刈中学校から南へ約500mに位置しており、南側は川内川、北側は宅地、西側は国道であり、東側は宅地で周囲に与える影響はないかと思われま。

添付書類として、全部事項証明書、配置図、字図、平面図、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、土地改良区の意見書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 11番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号2番について、10番農業委員の報告を求めます。

10番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号2番について、去る10月22日、申請人の代理人であるT行政書士の立会いのもと、2番農業委員、8番推進委員、私10番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、10番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市大口里に居住されているADさんで、年齢は32歳です。

譲渡人は、霧島市国分向花町に居住されているIYさんで、市外住民で年齢は74歳です。

申請地は、伊佐市大口里字羽柵田島2555番6で、地目は田、地積は307㎡です。

転用目的は一般住宅で、農地区分は第3種農地で所有権移転売買です。
所在地は、大口高校から西へ約400mに位置しており、南側は宅地、東側は田、北側は道路、西側は宅地となっており、周囲に与える影響はないかと思われま。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切で

あると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願ひいたします。以上で報告を終わります。

議 長 10番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号2番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 賛成多数。よって整理番号2番は、処分決定いたしました。

議 長 整理番号3番について、7番農業委員の報告を求めます。

7 番 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号3番について、去る10月22日、申請人のHYさん、申請人の代理人である T行政書士の立会いのもと、3番推進委員、9番推進委員、私7番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、7番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市菱刈花北に居住されている HYさんで、年齢は66歳です。

譲渡人は、伊佐市菱刈花北に居住されている ITさんで、年齢は45歳です。

申請地は、伊佐市菱刈花北字柳田1054番で、地目は畑、地積は542㎡です。

転用目的は農業用資材置場で、農地区分は第1種農地で、所有権移転売買です。

所在地は、菱刈重留郵便局から西へ約1.5kmに位置しており、東側は田、西側は農業用施設、南側は田、北側は宅地となっており、周囲に与える影響はないかと思われます。

添付書類として、申請書、全部事項証明書、字図、事業計画書、被害防除計画書、誓約書、地積図、汚排水処理計画書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願ひ

たします。以上で報告を終わります。

議 長 7番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号3番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 賛成多数。よって整理番号3番は、処分決定いたしました。

議 長 整理番号4番について、4番農業委員の報告を求めます。

4 番 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号4番について、去る10月22日、申請人の代理人であるH行政書士の立会いのもと、6番農業委員、15番推進委員、私4番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、4番が報告いたします。
譲受人は、鹿児島市西別府町に所在するA株式会社で一般法人です。
譲渡人は、伊佐市大口宮人に居住されているTTさんで、年齢は63歳です。

申請地は、伊佐市大口宮人字新開原986番1ほか1筆で、地目は2筆とも畑、地積は2筆合計で2,179㎡です。

転用目的は太陽光発電施設で、農地区分は第2種農地その他の農地で、所有権移転売買です。

所在地は、曾木の滝から西へ約1kmに位置しており、南側は畑、東側は太陽光発電施設、北側はこがねロード、西側は畑となっており、周囲に与える影響はないかと思われます。付近には工事中を含め5か所の太陽光発電施設が設置されています。

添付書類として、申請書、全部事項証明書、計画平面図、配置図、字図、事業計画書、残高証明書、被害防除計画書、汚排水処理確約書、定款等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いたします。以上で報告を終わります。

議長 4番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号4番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号4番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号5番について、6番農業委員の報告を求めます。

6番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号5番について、去る10月22日、申請人の代理人であるH行政書士の立会いのもと、4番農業委員、15番推進委員、私6番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、6番が報告いたします。
譲受人は、鹿児島市西別府町に所在するA株式会社で一般法人です。
譲渡人は、伊佐市大口金波田に居住されているSTさんで、年齢は60歳です。

申請地は、伊佐市大口大島字池ノ頭865番26で、地目は畑、地積は1,347㎡です。

転用目的は太陽光発電施設で、農地区分は第2種農地その他の農地で、所有権移転売買です。パネル枚数240枚で49.5kWを予定しております。

所在地は、ファミリーマート大島店の南約200mに位置しており、南側は畑、東側は山林、北側は山林、西側は道路となっており、周囲に与える影響はないかと思われます。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書及び誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長	<p>6番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議 長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号5番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数。よって整理番号5番は、処分決定いたしました。</p>
議 長	<p>議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数5件について、5件が処分決定いたしました。</p>
議 長	<p>その他、事務局お願いします。</p>
事 務 局	<p>総会資料の最終ページをお開きください。10月の月例報告をいたします。5日、10月の定例常設審議委員会が鹿児島市で行われました。22日、現地調査を一斉にしております。28日、本日ですが第7回農業委員会の総会です。</p> <p>11月の行事予定ですが、5日に11月の定例常設審議委員会が鹿児島市であります。24日が現地調査です。29日が第8回農業委員会の総会です。</p> <p>月例報告は以上です。</p>
議 長	<p>他にないでしょうか。</p>
6 番 農 業 委 員	<p>ちょっと伺いたいんですが、利用権設定を登記面積で行っていますが、水稻共済面積の計算方法が変わってだいぶ減ってきていますが、小作料はどれに合わせた方がいいのでしょうか。</p>
事 務 局	<p>利用権設定は登記面積で提出してもらいたいと思います。</p>
6 番 農 業 委 員	<p>作付けするのは水張り面積で作っているから、小作料はそのままで良いのかなということです。</p>

事務局	小作料については、双方の話し合いで決めていただきたいと思います。 事務局でいくらということは言えないと思います。
6番 農業委員	両者間の話し合いでいいんでしょうか。
議長	契約は登記面積でお願いしますということです。小作料は双方話し合い で決めてくださいということのようです。よろしく願いたします。 他にございませんか。 (「なし」という声、あり。)
事務局長	以上で、令和3年度 第7回農業委員会総会を終了します。 姿勢を正してください。 一同礼。おつかれ様でした。 【終了時間 午前9時37分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 会 長

伊佐市農業委員 5 番

伊佐市農業委員 6 番